

リハビリテーションリサーチメソッド研究会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本研究会は、リハビリテーションリサーチメソッド研究会と称する。

(事務局)

第2条 本研究会は、主たる事務局を埼玉医科大学保健医療学部理学療法学科に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本研究会は、リハビリテーション分野における研究法の推進を通して同分野の進歩に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本研究会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 講習会・研修会等の開催
2. リハビリテーション分野における研究法に関する情報交換
3. その他この研究会の目的を達成するために必要な事業

第3章 組織と運営

(会員)

第5条 本研究会に次の会員を置く。

1. 一般会員：①正会員。②学生会員
(一般会員) この研究会の目的に賛同するリハビリテーション関連職種

(役員)

第6条 本研究会に次の役員を置く。

1. 理事長 1名
2. 理事 若干名

(理事長)

第7条 理事長は、本研究会を代表し、会務を総理する。

(任期)

第8条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

(会議)

第9条 本研究会の会議は、理事会とする。

第4章 会計

(会計年度)

第10条 本研究会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会費)

第11条 本研究会の一般会員は、毎年度定められた期日までに会費を納入しなければならない。年会費については、別途細則で規定する。

第5章 付則

(細則)

第12条 本会則を明確にするため、理事会において本研究会の細則を別に定めることができる。

令和2年2月1日制定

リハビリテーションリサーチメソッド研究会会則細則

細則－1

本研究会の年会費については、当面0円とする。

令和2年2月1日制定